

◎FAQ～よくある質問

Q1. なぜ市民が直接補助金を受けることができないのでしょうか。

A1. この制度は、リース事業者に補助対象設備の設置費に対する補助金を交付し、リース料を低減するしくみとなっています。市民の方による自己所有設置への補助金も用意しています。

Q2. 糸島市太陽光発電リースプラン登録制度登録事業者からの申請に限定している理由は何ですか。

A2. 補助要件に合うサービスを提供可能なリース事業者と市民のマッチングを推進するためです。

Q3. 受付は先着順とのことですが、申請書類に不備があった場合、どうなりますか。

A3. 申請書類が全て揃っている状態で「受付」とします。不備があった場合、解消されるまで受け付けられません。その間に他の方の申請により予算額に達した場合、補助は受けられません。

Q4. 申請書類の提出方法を教えてください。

A4. ①環境政策課窓口への提出（令和8年6月1日から窓口時間が9:00～16:45に短縮）

②郵送による提出（申請期限の令和8年11月30日**必着**）※インターネットメールは不可。

Q5. 予算額に達した場合、補助金を受けることはできませんか。

A5. 予算額に達した時点で募集を終了します。ただし、先に交付決定を受けた方が実施を取りやめた場合等に備え、「先着順に最大3件分の仮受付」を行います（交付決定の取消がない場合は補助できません）。

Q6. 国や市が実施している他の補助事業との併用はできますか。

A6. この補助金は国費を財源としており、国費による補助金を「同一設備」で複数受けることは認められません。国の補助金を受ける設備が別々である場合は、併用可となる場合があります。なお、市が実施する「創エネルギーのまち・いとしま推進補助金」との併用は認めていません。

Q7. FIT(固定価格買取制度)やFIPの認定を受けてはいけない理由を教えてください。

A7. この補助金は国費を財源としています。FIT等の売電価格は、国費によって通常の売電価格より高くなっており、FIT等の売電と補助金による二重補助が禁じられています。

Q8. FIT(固定価格買取制度)やFIPの認定取得が不可であれば、売電できないということですか。

A8. 小売電気事業者への非FIT売電は可能です。ただし発電電力量の30%以上を自家消費してください。

Q9. 設備を設置する住宅が、サービス利用者の親の名義になっています。補助対象となりますか。

A9. サービス利用者の2親等内の親族が所有する住宅の場合は対象となりますが、所有者の承諾が必要です。サービス利用者及びリース事業者の責任に基づき了承を得てください。

Q10. サービス利用者が設備を設置する住宅に住んでいない場合でも、補助対象となりますか。

A10. サービス利用者が設備を設置する住宅に住んでいない場合でも、サービス利用者の2親等内の親族が住宅に居住して設備を使用する場合は対象となります。

Q11. 申請者や工事の発注者、設備設置代金の支払者等の名義は別々でもよいですか。

A11. 申請者、工事発注者、設備設置代金支払者、設備所有者は原則として同一である必要があります。

Q12. 30%以上自家消費するためには、どのように設備を導入したらいいですか。

A12. 設備を設置する住宅における電気使用量を把握して検討する必要があります。スマートメーターが設置されている場合、九電WEBサイト(My九電)等で、時間帯別の電気使用量を調べることができます。特に、蓄電池を設置せずに過大な発電設備を設置すると住宅に不在の時間帯の電気使用量が少ないため、売電が増え、30%以上を自家消費することが難しくなります。適切な発電容量を検討してください。

Q13. 補助金額はいくらですか。

A13. 太陽光発電：出力(kW、整数) × 70,000円 ※上限9kW相当額。

蓄電池：補助対象経費(1kWhあたり上限額153,000円) × 1/3 ※上限10kWh相当額。

(事例)①太陽光パネル出力 4.8kW(パワコン出力 5.5kW) 補助対象経費 120万円(税抜)

1kWあたり補助対象経費250,000円(=1,200,000÷4.8kW) ▶ 1kWあたり補助額70,000円

70,000円 × 4kW = 280,000円

②蓄電システム蓄電容量12kWh 補助対象経費 192万円(税抜)

1kWhあたり補助対象経費160,000円(=1,920,000÷12kWh)

▶1kWhあたり補助対象経費の上限(153,000円)超、補助額上限10kWh

153,000円×10kWh=1,530,000円(補助対象経費)

1,530,000円 × 1/3 = 510,000円

※詳細は手引き3ページをご覧ください。

Q14. 既にリース契約を締結していますが、補助対象となりますか。

A14. 補助対象外です。本補助金では、市に交付申請を行ったうえで市から交付決定を受けた後に着手する必要がある(着手とは契約や発注等の行為が含まれます)。

Q15. 申請書類の提出後、すぐに設備の設置を開始してよいですか。

A15. 申請書類を提出した後でも、市から交付決定を受けるまで着手しないでください(着手には契約や発注等を含みます)。事前着手が判明した場合、交付不可の決定や交付決定の取消、補助金返還命令等の措置を行います。

※概ね30日以内に交付可否を決定しますが超過することがあります。その場合でも事前着手は認められません。日程に余裕をもって申請してください(交付決定を早めてほしい等の要望は受けられません)。

Q16. 交付決定を受けた後、申請内容に変更が生じた場合はどうすればよいですか。

A16. 原則として住宅用太陽光発電等リース設置補助金変更等承認申請書の提出が必要です。事前に市の承認が必要です。ただし、承認申請が不要となる場合もあります。あらかじめご相談ください。

Q17. 実績報告期限に間に合わない場合、どうなりますか。

A17. 実績報告書類の提出がない場合、補助金の交付決定を取り消します。ただし、災害等、申請者の責によらず、やむを得ないと認められる場合は、事前にご相談ください(環境省と市で協議を行いますので、すみやかに報告してください。協議の結果、交付できない場合もあります。ご了承ください)。

Q18. リース期間終了後に設備を無償譲渡する契約ですが、財産処分の手続きが必要でしょうか。

A18. 所有権移転は、取得財産等の譲渡に該当します。そのため、所有権移転を行う前に事前に市に対する財産処分の手続きを行い、承認を受けていただくことになります。必ずご相談をお願いします。